

秦野市成年後見制度の利用に係る市長による申立て及び費用の助成に関する要綱

平成18年10月1日

施行

注 令和5年2月から改正注記を付した。

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に住所を有する者に係る成年後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の開始の審判を市長が申し立てる場合の手続について必要な事項を定めるとともに、成年後見制度の申立てに係る費用並びに成年後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）に対する報酬（以下「報酬」という。）の助成について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、本市に住所を有する者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 申立ての要請又は助成の申請時に本市に住所を有する者。ただし、本市に転入した者で、国民健康保険の保険者、介護保険の保険者、生活保護法（昭和25年法律144号）の規定による保護の実施機関又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による給付の決定機関（次号において「保険者等」という。）のいずれかが本市以外の市区町村になっているものを除く。
- (2) 市外に転出した者で、保険者等のいずれかが本市となっているもの
(申立ての要請)

第3条 次に掲げる者は、本市に住所を有する者で後見等を必要とする状態にあるもの（以下「対象者」という。）について、後見等の開始の審判申立要請書（第1号様式）により、後見等の開始に係る家庭裁判所への審判の申立てを市長に要請するものとする。

- (1) 民生委員
- (2) 対象者の日常生活の援護者（親族以外の者に限る。）
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設の職員
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する事業に従事する職員及び同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に規定する事業に従事する職員

(6) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所の職員

（対象者の調査）

第4条 前条の要請等により対象者の存在が明らかになったときは、対象者に面談して健康状態、精神状態等の状況を調査し、その内容を成年後見制度利用支援事業対象者調査票（第2号様式）に記載するとともに、対象者の2親等内の親族の有無を調査する。

（審判の申立て）

第5条 前条の調査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合又は前条の調査をすることができない特別の事情がある場合で、対象者の福祉を図るために必要があると認めるときは、後見等の開始に係る審判を申し立てるものとする。

(1) 対象者に2親等内の親族がいない場合で、3親等又は4親等の親族に後見等の開始に係る審判を申し立てる者の存在が明らかでないとき。

(2) 対象者の2親等内の親族の代表者が文書（明らかに文書によることができない理由があると認める場合を除く。）により後見等の開始に係る審判を申し立てない旨を市長に申し出たとき。

（診断書の作成）

第6条 市長による後見等の開始に係る審判を申し立てるときは、後見、保佐又は補助のいずれの保護を必要とするかについて判断するため、医師に対象者の診断を依頼し、診断書を作成させる。

（後見人等の候補者）

第7条 市長による後見等の開始に係る審判の申立てをする場合における後見人等の候補者は、次に掲げるものとする。ただし、これによることができないときは、家庭裁判所の決定によるものとする。

(1) 対象者が任意後見契約によりあらかじめ後見人等を予定しているときは、その者

(2) 後見人等の候補者名簿を家庭裁判所に提出している法人又はその法人が推薦する者で市長が認めるもの

（審判の請求の手続）

第8条 後見等の開始の審判の請求の手続における申立書、添付書、予納すべ

き費用等は、対象者に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(申立費用の負担)

第9条 家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により診断書の作成費用、申立手数料、登記に係る費用、申立書の作成費用、鑑定料その他の申立てに必要な費用（以下「申立費用」という。）は、公費により負担するものとする。

2 前項の規定により公費により負担した申立費用について、家事事件手続法第28条第2項の規定による費用の負担に関する命令を促す申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

3 市長による後見等の開始に係る審判申立てにより家庭裁判所が後見人等を選任し、前項の規定により費用の負担に関する命令がされたときは、対象者又は後見人等に対して申立費用を求償するものとする。

4 対象者が次条に定める要件に該当するときは、前項の規定にかかわらず、第12条の規定による申請に基づき、その申立費用を求償しないものとする。

(助成の対象者)

第10条 この要綱による助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、家庭裁判所において後見人等（親族以外の者に限る。）が選任された高齢者、重度の知的障害者又は精神障害者で、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 生活保護法に基づく扶助を受けている世帯に属している者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者

(3) 本人及び本人と生計を同じくする世帯員全員が、次に掲げる要件の全てに該当する者（住民登録上別世帯であっても、事実上生計を同じくしている場合は同一世帯とみなす。）

ア 市民税非課税であること。

イ 預貯金等から助成を受けようとする申立費用又は報酬の額を控除した額が50万円以下であること。

ウ 成年後見制度を利用するために活用できる資産（居住用不動産を除く。）がないこと。

(助成対象経費等)

第11条 助成対象経費及び助成金額は、次に掲げる経費の区分に応じて算出した合計額とする。

(1) 申立費用 全額

(2) 後見人等に支払う報酬 家事事件手続法別表第1に規定する報酬の付与の審判により家庭裁判所が決定した報酬の額の範囲内で、1か月当たりの報酬の額(助成対象者の生活の場が、在宅の場合にあっては1か月当たり28,000円、施設入所の場合にあっては1か月当たり18,000円を上限とする。)に報酬付与の対象の月数を乗じて得た額とする。この場合において、対象とする期間は、報酬付与の対象となる通算の期間とし、その期間に1か月未満の端数があるときは、その端数は、1か月とする。

(助成の申請)

第12条 申立費用又は報酬の助成を申請することができる者は、助成対象者又は代理人としての後見人等(以下「申請者」という。)とする。ただし、保佐人及び補助人にあっては、代理権を付与された場合に限る。

2 申請者が申立費用又は報酬の助成を受けようとするときは、申立費用・後見人等の報酬助成申請書(第3号様式)に、次に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 申立費用の助成を受けようとする場合は、後見等の開始に係る審判の決定書の写し及び申立費用を支払ったことを証明する書類

(2) 報酬の助成を受けようとする場合は、前条第2号の審判の決定書の写し

(3) 代理人として後見人等が申請する場合は、登記事項証明書

(4) 財産目録の写し等資産状況の分かる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、本市が必要と認める書類

(助成の決定及び通知)

第13条 前条の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、その可否を決定し、その結果を、申請者に対して申立費用・後見人等の報酬助成決定(却下)通知書(第4号様式)により通知する。

(助成金の請求及び支給)

第14条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、申立費用・後見人等の報酬助成請求書(第5号様式)により、その決定された助成金を請求するも

のとする。

- 2 助成金の支給は、前項の請求に基づき、助成対象者の名義の口座に振り込む方法により行うものとする。

(助成を受けた者の責務)

第15条 報酬の助成を受けた者は、助成金を後見人等の報酬の支払以外の目的に支出してはならない。

- 2 報酬の助成を受けた者は、対象者の資産状況又は生活状況に変化があったときは、速やかに後見人等の報酬の助成に係る資産状況等変更届(第6号様式)を提出しなければならない。

(助成金の返還等)

第16条 この要綱の趣旨に反すると認められる虚偽若しくは不正があったとき、又は前条第1項の規定に反して助成金を使用したと認められるときは、申立費用を求償し、及び助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(秦野市後見、保佐及び補助の開始の審判の市長による申立てに関する要綱の廃止)

- 2 秦野市後見、保佐及び補助の開始の審判の市長による申立てに関する要綱(平成13年4月1日施行)は、廃止する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の秦野市成年後見制度の利用に係る市長による申立て及び費用の助成に関する要綱第11条の規定は、この要綱の施行の日以後に要した成年後見制度の申立費用及び成年後見人、保佐人及び補助人に対する報酬について適用し、施行の日前に要した成年後見制度の申立費用及び成年後見人、保佐人及び補助人に対する報酬については、なお従前の例による。